相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県福島市飯坂町平野字万代三番地、最後の住所福島県福島市南沢又字舘ノ内六九番地　被相続人　亡　佐久間高一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月二十五日

福島県福島市五老内町六番九号　鈴木芳喜

法律事務所　相続財産管理人　平間　浩一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県福島市立子山字墓所前一八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大河内信子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月二十五日

福島市北五老内町一番三号福島法曹ビル四〇六号　相続財産管理人　平井　和夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県福島市立子山字墓所前一八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大河内チイ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月二十五日

福島市北五老内町一番三号福島法曹ビル四〇六号　相続財産管理人　平井　和夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区大森北五丁目一一三番地、最後の住所東京都三鷹市大沢四丁目八番八号どんぐり山　被相続人　亡　愛澤　春子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月二十五日

福島市北五老内町一番三号福島法曹ビル四〇六号　相続財産管理人　平井　和夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県福島市立子山字墓所前一八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大河内信子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月二十五日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目八番一〇号エクセレンス吉祥寺三〇一号室榎本法律事務所　相続財産管理人　弁護士　榎本　孝芳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府舞鶴市森本町二六番地一三、最後の住所京都府舞鶴市字大波下一〇二六番地　被相続人　亡　森本　節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月二十五日

事務所京都府舞鶴市字南田辺四三番地一舞邦ビル三階　相続財産管理人　弁護士　富永　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県今治市波方町波方甲一六〇九番地一、最後の住所岡山県井原市西江原町一四二四番地三　被相続人　亡　冨永　建治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月二十五日

事務所岡山県倉敷市美和二丁目四―一五　相続財産管理人　司法書士　平田　一希

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県田川郡糸田町二一一三番地一、最後の住所福岡県田川郡糸田町三八三五番地九　被相続人　亡　内田　大輔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月二十五日

福岡県田川市中央町四番二〇号　相続財産管理人　尾垣　伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市南区五十川二丁目一〇九番地一、最後の住所福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗四二九八番地一　被相続人　亡　松下　博之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月二十五日

事務所福岡市西区今宿一丁目五番二九号二階　相続財産管理人　熊本　和美

公示送達

富士見市勝瀬原特定土地区画整理事業の施行に関し、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十九条第二項の規定による仮換地の使用収益開始日の通知は、所有者がその通知の受領を拒んだため、同法第百三十三条第一項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告します。

仮換地の使用収益開始日の通知

平成五年二月十六日付け富勝組第四七号及び平成二十年三月二十五日付け富勝組第三六号で指定した仮換地について、使用収益を開始することができる日を下記のとおり定めたので、土地区画整理法第九十九条第二項の規定により通知します。

記

○氏名　横山　新治　住所　富士見市大字勝瀬一一一三

従前の宅地　所在　勝瀬市街道一一一四番一、地目　畑、登記簿地積　六二五㎡、基準地積　六六五・九〇㎡　勝瀬市街道一一一四番三、地目　畑、登記簿地積　一七六㎡、基準地積　一七六・〇〇㎡　勝瀬市街道一一一五番、地目　畑、登記簿地積　一〇八四㎡、基準地積　一一五四・九四㎡　勝瀬市街道一一一六番、地目　畑、登記簿地積　一二六二㎡、基準地積　一三四四・五九㎡

仮換地　所在　勝瀬新田西一三六三番、地目　畑、登記簿地積　八七九㎡、基準地積　九三六・五二㎡

仮換地　所在　一三〇街区三画地、地積　三六二㎡、開始日対象外

所在　一三五街区三画地、地積　三四四㎡、開始日対象

仮換地の使用収益開始日　平成二十一年七月三十一日

○氏名　横山　新治　住所　富士見市大字勝瀬一一一三

横山　真一　住所　富士見市大字勝瀬一四七九番地エクセルふじみ野駅前八〇三

従前の宅地　所在　勝瀬市街道一一一三番一、地目　宅地、登記簿地積　八二七・三九㎡、基準地積　八八一・五三㎡。勝瀬市街道一一一三番三、地目　宅地、登記簿地積　四一四・八六㎡　基準地積　四一四・八六㎡

仮換地　所在　一三五街区一画地、地積　一一〇五㎡

仮換地の使用収益開始日　平成二十一年七月三十一日

なお、位置図及び仮換地指定図は省略し、その位置図及び仮換地指定図は、富士見市大字勝瀬三二四五所在の富士見市勝瀬原特定土地区画整理組合掲示場に掲示します。

平成二十一年八月二十五日

埼玉県富士見市大字勝瀬三二四五番地　富士見市勝瀬原特定土地区画整理組合　理事長　梶　兼三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県中間市大字上底井野一七四五番地、最後の住所福岡県遠賀郡岡垣町大字糠塚一四七四番地　被相続人　亡　石橋　正大

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月二十五日

北九州市小倉北区田町一四番二八号ロイヤービル二階　相続財産管理人　司法書士　上野　将之